

令和3年第2回定例会（9月議会） 建設委員会（分科会） 会議の概要

書記 伴 藤 崇 録

招集年月日時 令和3年9月10日（金曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 建設委員会室

本定例会（9月議会）における案件（委員会）

- 議案第175号**
下水道法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第178号**
交通事故に係る和解について
- 議案第179号**
令和2年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第180号**
財産の取得について
- 認定第2号**
令和2年度秋田県公営企業会計決算の認定について
- 意見書案（議員提出）**
国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書
- 決議案（議員提出）**
公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議
- 付託案件以外の所管事項**

本定例会（9月議会）における案件（分科会）

- 議案第168号**
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（建設部の関係部門）

令和3年9月10日（金曜日）

本日の会議案件

- 会議録署名員の指名**
- 審査日程**
- 建設部関係の付託案件以外の所管事項**
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 佐藤 信 喜 |
| 副委員長 | 鳥井 修 |
| 委員 | 川口 一 |

| | |
|----|--------|
| 委員 | 工藤 嘉 範 |
| 委員 | 瓜生 望 |
| 委員 | 渡部 英 治 |
| 委員 | 小野 一 彦 |

書記

| | |
|------------|---------|
| 議会事務局議事課 | 伴 藤 崇 |
| 議会事務局政務調査課 | 村 上 忍 |
| 建設部建設政策課 | 鎌 田 大 将 |

会議の概要

午前11時 4分 開会

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 佐藤 信 喜 |
| 副委員長 | 鳥井 修 |
| 委員 | 川口 一 |
| 委員 | 工藤 嘉 範 |
| 委員 | 瓜生 望 |
| 委員 | 渡部 英 治 |
| 委員 | 小野 一 彦 |

説明者

| | |
|--------------|---------|
| 建設部長 | 佐藤 秀 治 |
| 建設部建設技監 | 田中 倫 英 |
| 建設部港湾技監 | 鮫島 和 範 |
| 建設部次長 | 佐々木 寿 一 |
| 建設部次長 | 奈良 滋 |
| 建設部建設産業振興統括監 | 浅井 学 |
| 参事（兼）営繕課長 | 佐藤 温 |
| 建設政策課長 | 三浦 卓 実 |
| 会計管理者（兼）出納局長 | 奈良 聡 |
| 監査委員事務局長 | 智田 邦 英 |
| 労働委員会事務局長 | 岡崎 佳 治 |

委員長

ただいまから、建設委員会を開会します。

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。第2回定例会9月議会を通しての会議録署名員には、工藤委員、小野委員を指名します。次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

審査日程案について、御意見等ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありま

せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては審査日程からずれることがありますので、あらかじめ御承知おきください。

ここで、説明者入れ替えのため、暫時休憩します。

午前11時 5分 休憩

午前11時 6分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

| | |
|--------------|-------|
| 建設部長 | 佐藤秀治 |
| 建設部建設技監 | 田中倫英 |
| 建設部港湾技監 | 鮫島和範 |
| 建設部次長 | 佐々木寿一 |
| 建設部次長 | 奈良滋 |
| 建設部建設産業振興統括監 | 浅井学 |
| 参事(兼)営繕課長 | 佐藤温 |
| 建設政策課長 | 三浦卓実 |

委員長

委員会を再開します。

建設部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部長

【提出資料「職員の処分について」により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

渡部英治委員

部長からの説明の最後の部分で、当該職員は漏えいの事実を認めたとありました。今は公判をしていますが、それが結審して最終の判決がどうなるのか分かりませんが、裁判の最終的な結果を待たずに今のタイミングでこの処分を出すことについて、どのように認識していますか。

建設部長

今までに2回の公判が行われていて、第1回の公判で職員は罪状を認めております。第2回の公判で懲役1年6か月の求刑をされております。その後、総務部による本人からの直接の聞き取りでも罪状を

認めたことから、判決の言渡しは9月27日の予定となっておりますがそれを待つことなく、県として処分する判断をしたものと聞いております。

渡部英治委員

この事案に関しては、スピーディーな対応と再発防止をきちんとやると、以前の建設委員会で議論がされています。再発防止のための入札制度の見直しも含めていろいろ検討するということでしたが、処分を受けて判決が出ることで、以前示した方針は変わらないですか。あるいは改めて再発防止の話が出てくるのですか。

建設部長

入札制度の改革に関しては、今回の議会でシステム改修の費用を計上しています。再発防止策に関しては少し具体的な内容を説明しますので、そこで審議いただきたいと思っております。

工藤嘉範委員

2回の公判がありました。県当局の方々も傍聴に行かれたのですか。

建設部長

1回目の公判は、県民の関心が非常に高く抽選だったのですが、抽選に当たらなかったため誰も傍聴しておりません。2回目の公判に関しては、抽選に当たった者が年次休暇を取って傍聴しております。

工藤嘉範委員

1回目か2回目の公判で、被告の藤谷さん(前建設政策課政策監。元北秋田地域振興局建設部長。)の奥様が証人に立たれたとお伺いしています。どういった話をされていたのですか。最初の頃、藤谷さんはこういうことはなかったと否定していたのですが、その後、第1回公判で認めています。その辺についてどのような話があったのか、もし傍聴していた方がいれば教えてください。

建設部次長(奈良)

第2回の公判を傍聴しました。藤谷さんの奥様は2回目の公判で証人として出廷されました。藤谷さんの奥様からは、当時は全くそういうことは聞いていなかったのですが、藤谷さんが保釈されてから二人でいろいろと話をした際、藤谷さん本人が供述しているような内容について説明を受け、本人は間違った判断をしたことを非常に後悔していると自分にも話をした、ということをお話されておりました。

工藤嘉範委員

この事案が発覚した当初は、本人もかなり否定していたという経緯があります。報道から伝わってきた範囲でのことですが、工期が迫ってきた中で入札が不調に至ることに関して非常に強い思いがあったと思うのです。確か、県のことを思ってということも言われていました。入札不調になることは、幹部の職員としては本当に気に掛かるということだと思

うのです。

そのことについて、皆さんの感想はどうですか。入札不調は、その後の工事金額や工期、応札する業者の方々の意識に関わることなので、非常に重いことだと思います。そういう意味で、本当に県のことを思っついでやってしまったというか、そこまでの思いがあったのかどうか、どのようにお考えですか。

建設部長

当初は否認していたということに関しては、聞くところによりますと1年くらい前のことで本人の記憶が曖昧であり、曖昧なままでは認められないということで否認しておりましたが、拘留されているときに水野被告（株式会社秋田デイックライト（建設業）の元相談役。）の供述調書を読む中で記憶がよみがえってきて、それで第1回の公判で認めたと聞いております。

また、入札不調に関しては、県としてはできるだけ不調にならないように、発注の平準化や発注ロットの大型化などいろいろとやっているわけですが、今回の件に関しては最後の仕上げの段階である供用に当たってのもので、平準化などはなかなか難しいところがあったと思います。できれば不調にならない方がいいわけですが、飽くまでも相手のある話なので、不調になったらなったでその後どうするかを組織として考えて対応していくものです。もしかすると令和2年度の供用開始が少し先延ばしになる可能性もあったかもしれませんが、そういうものも踏まえながら何が最良かを組織として考えるべきだったとっております。

工藤嘉範委員

部長の今の話にあったように、この後こうした残念な事案が起こらないように、今の話を受け止めながら部を挙げて意識を統一していただけるようお願いします。

委員長

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、本日の建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、9月22日、水曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査から行います。

散会します。

午前11時17分 散会

令和3年9月22日（水曜日）

議会事務局政務調査課 村上 忍
建設部建設政策課 鎌田 大将

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 監査委員事務局関係の付託案件以外の所管事項
(質疑)
- 3 労働委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 4 出納局関係の付託案件以外の所管事項
(質疑)
- 5 認定第2号
令和2年度秋田県公営企業会計決算の認定について
(趣旨説明・質疑)
- 6 議案第179号
令和2年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について
(趣旨説明・質疑)
- 7 建設部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)
- 8 議案第168号
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
(建設部の関係部門) (趣旨説明・質疑)
- 9 議案第175号
下水道法施行条例の一部を改正する条例案
(趣旨説明・質疑)
- 10 議案第178号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 11 議案第180号
財産の取得について (趣旨説明・質疑)
- 12 意見書案（議員提出）
国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書 (文案検討依頼)
- 13 決議案（議員提出）
公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議 (文案検討依頼)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

| | |
|-----------|-------|
| 委員長（会長） | 佐藤 信喜 |
| 副委員長（副会長） | 鳥井 修 |
| 委員（分科員） | 川口 一 |
| 委員（分科員） | 工藤 嘉範 |
| 委員（分科員） | 瓜生 望 |
| 委員（分科員） | 渡部 英治 |
| 委員（分科員） | 小野 一彦 |

書記

議会事務局議事課 伴 藤 崇

会議の概要

午前10時45分 開議

出席委員（分科員）

| | |
|-----------|-------|
| 委員長（会長） | 佐藤 信喜 |
| 副委員長（副会長） | 鳥井 修 |
| 委員（分科員） | 川口 一 |
| 委員（分科員） | 工藤 嘉範 |
| 委員（分科員） | 瓜生 望 |
| 委員（分科員） | 渡部 英治 |
| 委員（分科員） | 小野 一彦 |

説明者

| | |
|-----------|-------|
| 監査委員事務局長 | 智田 邦英 |
| 首席監査監 | 袴田 次郎 |
| 監査第一課長 | 進藤 隆男 |
| 監査第二課長 | 高橋 也人 |
| 労働委員会事務局長 | 岡崎 佳治 |
| 審査調整課長 | 高橋 一満 |

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会建設分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。第2回定例会9月議会を通しての分科会会議録署名員には、工藤分科員、小野分科員を指名します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の審査を行います。

監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

審査調整課長

【提出資料「6月議会報告後の審査調整等の状況について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行い

ます。

渡部英治委員（分科員）

詳細についてはいろいろと問題があるので聞くことができないと思いますが、今回の不当労働行為の救済申立事件の審査、あるいは労働争議の調整で、1件の情報通信業を除いて、宿泊・飲食サービス業が2件あります。コロナ禍の経営難から来ている状況と推察できますが、差し支えなければ地域を教えてくださいませんか。

審査調整課長

具体的に言うと特定されてしまうので大まかに言いますと、本店所在地が県外で、税法上で言えば分割法人というのでしょうか、そういった法人になります。

新型コロナの影響は直接的にはありませんが、団体交渉の段階において、コロナ禍でなかなか本店から代表権のある役員なりしかるべき人が来られないので県外での団体交渉を求められているということで、間接的な影響があります。また、客足が落ちている中で、勤務日数を減らされたり給与を減額されたり配置転換を言い渡されているという事案です。

渡部英治委員（分科員）

県外であれば長引く感じがしますが、その辺の目途ははっきり分かりませんか。

審査調整課長

まだ経営者側の主張などを十分に聞いていない段階ですので見通しは分かりませんが、不当労働行為のほうについては各県で解決までの日数の目安を決めており、秋田県の場合は1年以内となっていますので、それを目指して解決に向かっていくことになります。

あっせんのほうの宿泊業についてもいつまでにとするのは難しいところがありますが、大体1回から3回くらいの審議を経て結論に向かっていくことになろうかと思っております。

工藤嘉範委員（分科員）

申請者が労働組合になっているので宿泊業・サービス業というのはある程度の規模だと思いますが、被害を訴えている人は1人ではなくて、組合だから何人もいるのですか。それとも1人だけが給料を支払ってもらえないとか配置転換を言い渡されたりしているのですか。

審査調整課長

申請者である労働組合は、この会社にある組合というわけではありません。対象となっているのは1名で、申請に当たっての要件を満たすために、駆け込みで地域労組である合同労組に加入した方です。

工藤嘉範委員（分科員）

ではほかの従業員の方々の給料未払いや配置転換はないのですか。

審査調整課長

まだ調査に入る前なので、ほかの従業員に対する労働条件は分かりません。ただ労働組合に加入した方については、県外への配置転換はないという労働条件で採用されたのに県外への配置転換を命令されたということで、会社の言い分と食い違っています。

鳥井修委員（分科員）

3番の個別労働関係紛争のあっせんについては、今回は申請なしということですが、1年半以上続くコロナ禍の影響で宿泊・サービス業などは大変ダメージを受けていて、なかなか個人では申請しにくい状況もあるかもしれません。潜在的な申請者は結構いるのではないかと思います。課長はどういう認識ですか。

審査調整課長

あっせん制度は個人でも申請できる仕組みなのですが、令和2年度も1件、令和元年度も1件ということで0件から3件ぐらいで推移しており、潜在的な申請者はいる気がします。

一方で、今実際に集団的なあっせん自体も急激に増えているわけではないという背景を考えますと、雇用調整助成金など一定の公的補助が今のところ——緊急対応期間は11月30日までです——まだ効いているのではないかとということがあります。また、コロナ禍の非常時なので、労使の対話が増えているのではないかとということもあります。あと、マスコミでもよく言われていますが、在宅勤務が増えたことによって、人間関係のあつれきが一定程度減っている面もあるのではないかとということがあります。それから、パワハラの問題で会社が負ける事例が出てきていて、それが改善される中で、パワハラをすることはいけないという意識が醸成されてきたのではないかとということも考えられます。

ただ、声を上げられない人も潜在的にいるということで、5月から8月にかけて県内8地域労組のうち5つを訪問し、実態把握や活動状況の聞き取り、労働委員会のPRをしてきております。声を上げられない方もすくい上げるよう、今後も注視していきたいと考えております。

鳥井修委員（分科員）

コロナ禍であってもいい面もあったということで少し安心しましたが、個人は大きな労働組合とは違うので、是非引き続き地域労組を訪問するなどして相談をくみ上げていただければと思います。

委員長（会長）

ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時 2分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

会計管理者（兼）出納局長

奈良 聡

出納局次長

片村 有希

出納局次長

武藤 秀男

参事（兼）財産活用課長

池田 公幸

参事（兼）総務事務センター長

相馬 真一

会計課長

嘉藤 佳奈子

検査長

酒井 不二彦

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

出納局関係の審査を行います。

出納局関係の議案、請願、陳情等はありませんので、所管事項の審査を行います。質疑は、各課、センター一括して行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、出納局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時30分とします。

午前11時03分 休憩

午後 1時29分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

建設部長 佐藤 秀治

建設部次長 佐々木 寿一

下水道マネジメント推進課長 川村 潤

監査委員 半田 直樹

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

建設部関係の議案の審査を行います。

初めに、公営企業会計決算に係る議案の審査を行います。所管事項である「令和2年度下水道事業

会計決算に基づく資金不足比率（速報値）について」は本議案と関連がありますので、併せて審査を行います。

認定第2号「令和2年度秋田県公営企業会計決算の認定について」及び議案第179号「令和2年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

初めに、建設部長の説明を求めます。

建設部長

【令和2年度秋田県公営企業会計決算についての建設部長説明要旨により説明】

委員長（会長）

次に、監査委員の報告を求めます。

監査委員

【令和2年度秋田県公営企業会計決算についての監査委員審査報告により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

下水道マネジメント推進課長

【議案〔26〕、決算書、決算書付属書類及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

認定第2号、議案第179号及び「令和2年度下水道事業会計決算に基づく資金不足比率（速報値）について」の質疑を行います。質疑は一括して行います。

小野一彦委員（分科員）

委員会資料と決算書類に基づいてお尋ねいたします。

損益計算書を拝見しますと、80億円の収入となっていて、市町村からの負担金は32億円となっています。また、営業損失が出ていますが、それを営業外収益の長期前受金戻入でカバーしています。この長期前受金の戻入というのはどのような処理のされ方をするお金ですか。

下水道マネジメント推進課長

長期間にわたって使用される施設を造るときには大変大きな費用が発生します。その費用を、施設が使われる期間にわたって各年度の支出に費用配分して減価償却として毎年の支出としていくのですが、その支出の中には長期前受金戻入といたしまして国や市町村からの負担金もあります。その分の費用は県からは支払われていませんので、減価償却と同じ年数で割ることによって年度ごとの収入として計上されることとなります。その分が長期前受金戻入という形になります。

小野一彦委員（分科員）

物を造ったときには建設仮勘定のほうで大きな資産となりますが、いずれは費用化するので負債とい

うことで計上してそれが損益計算書として毎年の経営成績を測る費用となり、また、収益を出す計算書の中では耐用年数見合いというか減価償却見合いのような形で費用化してくるということなので、大まかに言えば、性質は違うのかもしれないですが営業収益に相当するような、ある程度予想される収入と考えてもいいですか。

下水道マネジメント推進課長

造ったものの耐用年数で割った国費等の分は、長期前受金戻入として年度ごとに収入として計上されるということです。

小野一彦委員（分科員）

維持管理負担金が32億円となっていますが、具体的な算定方式を教えてください。県が処理した経費について、各市町村の公共下水道からの処理量で案分するような感じで決まってくるのですか。

下水道マネジメント推進課長

負担金の算定手法ですが、令和2年3月に、令和2年度から令和4年度までの3年間の収支の見込みにより関係市町村と協定を締結して単価を設定しております。単価の設定方法としては、維持管理に係る分と、それから施設を造ったときに起債を充当しているのですが、その起債の元利償還金つまり借金の返済分を合わせたものに対して各処理場の流入量から負担金の単価を決めています。

小野一彦委員（分科員）

この下水道事業の場合は市町村がお客様で、直接エンドユーザーの住民からの使用料収入というわけではないので、経営の観点からいえば安定した収入が見込まれます。しかし、人口減少により処理人口が減っていくので、長期的には建設改良のやり方を考えなければいけない経営構造にあるという理解でよろしいですか。

下水道マネジメント推進課長

人口は減っていくので、今後3年間の分を決めたところですよ。今後も人口減少や経営戦略などの見直しによって、単価が変わっていくことになります。

小野一彦委員（分科員）

利益剰余金の処分の議案について、内訳として減債積立金と建設改良積立金があります。これらについては、未処分利益剰余金の何パーセントとするなどのルールはありますか。

下水道マネジメント推進課長

減債積立金は、未処分利益剰余金から建設改良積立金と翌年度への繰越剰余金を引いた額となります。建設改良積立金は、減価償却費から長期前受金戻入を控除した額の3%を計上しています。それはつまり、減価償却することによって新たに発生する内部留保資金の3%となっています。これは水道事業で採用されている考え方を根拠として採用しており、

維持管理費を負担する各市町村から了解を得てその額にしています。

小野一彦委員（分科員）

監査委員にお尋ねします。流動比率が100を下回っているが、全国平均を上回っているというコメントがありました。通常、民間の会社で流動比率というと1年以内に現金化できる資産と1年以内に払わなければいけない負債の比率なので、場合によっては資金ショートが発生する可能性——支払いができなくなる可能性があるということです。下水道事業の場合は、どのような見方をしていますか。

監査委員

おっしゃるとおりですが、下水道事業については収入の手段が確定してしまっていて、長期前受金戻入も負債のほうにプールしたものが戻ってくると決まっておりますので、資金ショートのおそれはないと判断できます。

渡部英治委員（分科員）

私も監査委員に伺います。先ほどの講評の中で、経常収支比率は全国平均の106.9%より0.6%高い107.5%でおおむね良好な水準であるという話がありました。審査意見書（令和2年度秋田県公営企業会計決算審査意見書）の35ページに経営の分析表が載っており、経常収支比率、それから自己資本構成比率というのがあります。ざっと見た限りでは確かに全国平均よりもいいです。おおむね良好な水準という判断は、収支の傾向や今後の事業などを全体的に捉えて言っていると思いますが、流動比率が85.7%なのに良好になるのかどうかお聞かせください。

監査委員

流動比率は、定義としては100を超えているのが良好という水準になりますが、ほかの比率も含めて総合的に見るとおおむね良好であるという判断ができるということです。

渡部英治委員（分科員）

当局に聞きますが、公営企業会計決算付属書（令和2事業年度秋田県公営企業会計決算書付属書類 下水道事業会計）を見ると、1ページの総括事項の一番下のところに、老朽化する下水道処理施設の改築更新工事などを実施したとあります。そうした改良工事をトータルに実施していくと経営を圧迫するのではないかと思います。また、これは相当の年次計画を立てていると思いますが、下水道処理施設の老朽化に関する対応はどの程度まで進んでいますか。

下水道マネジメント推進課長

下水道処理施設の維持管理、改築更新については、ストックマネジメント計画という計画を立てて計画的に工事を進めています。あまり古くならないうちに直していこう、完全に壊れる前に直していこうと

いうように、長寿命化を図りながら対応していこうとしていきます。

また、工事のためのお金は先ほど言った収益的収支とは別に資本的収支にも入ってきますので、収益的収支の中のお金で建設工事の全てを行っていくわけではありません。国庫補助金や建設改良費などは、収益的収支とは別の資本的収支になります。

渡部英治委員（分科員）

冒頭の話に移ります。秋田県の下水道事業は効率化を図るなど様々なことに取り組んでいますが、自己資本比率が全国に比べて高いところを見ると、非常にいい傾向だと思っています。経営分析表にある自己資本構成比率や経営収支比率などのデータでは、どのような傾向になっていますか。

下水道マネジメント推進課長

下水道事業会計については、令和2年度から企業会計に移っており傾向を把握できるほどのデータがまだ出ていないので、今は答えることができません。

また、最初に監査委員に聞かれました流動比率についても、まだ1年目で現金預金が少ないためこの値になっていますが、今後は少しずつ内部留保を増やしていくつもりなのでこの値は上昇していくと見込んでいます。

委員長（会長）

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、公営企業会計決算に係る議案の質疑を終了します。

説明者交代のため、暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

| | |
|--------------|-------|
| 建設部長 | 佐藤秀治 |
| 建設部建設技監 | 田中倫英 |
| 建設部港湾技監 | 鮫島和範 |
| 建設部次長 | 佐々木寿一 |
| 建設部次長 | 奈良滋 |
| 建設部建設産業振興統括監 | 浅井学 |
| 参事（兼）営繕課長 | 佐藤温 |
| 建設政策課長 | 三浦卓実 |
| 技術管理課長 | 小野潔 |
| 都市計画課長 | 伊勢弘 |

下水道マネジメント推進課長

川村潤

道路課長

川辺透

河川砂防課長

田森清美

港湾空港課長

伊藤邦昭

建築住宅課長

中野賢俊

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

議案第175号、議案第178号及び議案第180号、以上3件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第168号のうち建設部に関係する部門の審査を行います。

建設部長の説明を求めます。

建設部長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

建設政策課長

【議案〔26〕及び提出資料により説明】

技術管理課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

下水道マネジメント推進課長

【議案〔26〕により説明】

道路課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

河川砂防課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

港湾空港課長

【議案〔26〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、各課一括して行います。

瓜生望委員（分科員）

建設部における業務の透明性確保に向けた取組についてお聞きします。

令和3年9月から予定価格4,000万円以上の工事に低入札価格調査制度を適用していますが、現時点での取組の状況や入札の状況を教えてください。

建設政策課長

令和2年度の実績を基にした想定では、令和2年度に総合評価落札方式を行った4,000万円以上の工事約200件のうち低入札（調査基準価格を下回る入札のこと。）が発生するものは3件でした。また、令和2年度の9月から3月にかけて発注した4,000万円以上の工事400件余りのうち、低入札ないしは最低制限価格と同額のような額で低入札になりそうな件数は200件くらいでした。このくらいの件数を想定している状況です。

今年度9月時点の状況を言いますと、当初予算分はほぼ発注が終わっています。4,000万円以上の工事のボリュームゾーンは、今後の補正予算により全額繰り越すなり、債務負担行為を設定して年度終盤に発注するような案件なので、現時点では我々が想定する低入札の案件は発生していません。

瓜生望委員（分科員）

会派の中でも話題になったことに、委員会提出資料1（2）のコンプライアンスの徹底の部分があります。6月議会の時点からバージョンアップしていて、非常に厳格にやっている状況だと思います。ただ、こういう状況で非常に言いづらいのですが、事業者からは何でもかんでも厳し過ぎるという声もあります。その辺の今後の方向性をお知らせください。

建設政策課長

低入札価格調査制度も最低制限価格制度も一長一短あるというのが現実です。県の入札契約制度において、緊急事態といいますか非常にゆゆしき事態の中で、コンプライアンスの改善も含めて我々が最も重視したことは、厳密な制度運用を目指してしっかりと襟を正すということです。不祥事の発生や不祥事に職員が巻き込まれる事態を徹底的に防ぐということを基にして、現場の声を聞きながら細かいところを積み上げた制度設計にしていますので、現時点においてはこれがベストといいますか、この制度でいきたいと考えています。

瓜生望委員（分科員）

まだスタートした段階なので、今後運用していく中で、そういったところも検討の一つに挙げていただければと思います。

工藤嘉範委員（分科員）

今、課長が今後はそんなに問題ないという見通しを話していましたが、先ほどの説明で補正係数の話を少ししていました。補正係数について詳しく教えてください。補正係数は以前にも一時期あって、諸経費の部分に掛けるというか、最後に掛ける補正係数がありました。それによって行政側自身がコントロールできない状態になっていたと私は記憶しています。結局はくじ引で誰かが落札する状態になったことがありました。そういう補正係数とは違うものですか。

建設政策課長

平成20年代に通算で7年間ほど、補正係数というかなりランダムな形の係数で対応していた時期があります。

今回設ける補正係数は二つあります。一つは、これまでも行っていた部分です。入札価格総額に関する失格判断基準価格を決定するときには、実際の入札状況に応じた平均価格をベースとして算定するのですが、その際に補正係数を掛けることとしていま

す。

それからもう一つは、今回新たに設けたものです。低入札となったほぼ全ての工事については、工事費の内訳書レベルで内訳金額を確認したいと考えています。内訳金額のうち純工事費と現場管理費の部分について、一定の率を掛けた上で更に補正係数を掛けます。これは、総額が著しいダンピングではないかというところを確認するとともに、純工事費などの内訳ベースでも正しい積算をしているかということも確認するためです。それぞれの金額に同じ補正係数を掛けることになるのですが、その補正係数の考え方としては、低入札した企業が10社になった場合は5%下げる補正係数95%を掛けることとします。低入札した企業が少なければ、補正係数を96%、97%、98%とします。調査基準価格より低い価格の業者数が多ければ、最大で5%まで下げます。実際の入札状況を正確に踏まえつつ、それでもダンピング防止は大きな施策テーマなので、調査基準価格より5%までしか認めないという形で運用していきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

以前の補正係数のような、不透明で発注者側でさえも一体いくらになっているのか分からない状態とは違うものと理解しました。今の説明にあったように、例えば一般管理費や現場管理費といった諸経費についても適正に積算されているのか、会社の利益もきちんとあるのかを判断すると理解しました。

よく考えたとは思いますが、来年4月1日からの低入札価格調査制度の本格導入に当たって誰しもが心配しているのは、B級やC級（建設業者の格付けのこと。）の積算能力で対応できるのかということ。建設部では問題ないだろうと踏んでいるようですが、A級以外で調査基準価格に対して正規な金額に近いものがどのくらいの確率で出てくるか、これはやってみないと誰も分からないような気がします。ダンピングに注意を払うのはいいのですが、そういう懸念についてどのように感じていますか。

建設政策課長

4,000万円以上の工事とそれ未満の工事で見ますと、令和2年度の実績をベースにした推計では、4,000万円以上の工事では年間30件ほど低入札が発生すると想定しています。一方で、4,000万円より下の価格の工事も含めた全工事とした場合、年間300件ほどの低入札が発生すると想定しています。低入札が発生する全体の9割くらいは4,000万円未満の工事なので、今回まだ低入札価格調査制度を適用していない価格帯の工事において低入札が発生する可能性が高いと想定しています。

それから、工藤委員のおっしゃるとおり、実際に

運用してみないと分からないというところもあります。令和2年度の数字を基にした推計どおりにいくのかどうかというところもあります。入札制度については、これまでも主にダンピング防止という視点で何年かに1回、補正係数など細かいところも含めてその時点におけるベストな制度とすべく県側においていろいろと手を入れてきています。4月以降、本格導入してからどういう入札形態になるのか逐次チェックして、これまでの入札動向とどのくらい違いが出るのかしっかり見ていきたいと思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

調査基準価格を下回った業者への対応はどうなりますか。以前だと3回でペナルティーのようなことがあったと記憶しているのですが、そういったペナルティー関係は全くないのですか。

また、入札不調になった工事について、調査基準価格を下回って結局落札できなかった業者は、その不調になった工事に再度応札することは可能ですか。オープンにしてもう一回やり直しをするのですか。その辺のルールはどうなっていますか。

建設政策課長

まず、低入札を繰り返し行った行為への対応はこれまでと変わらないです。具体的には、低入札で落札した場合には警告という形になり、6か月以内に再度低入札をした場合は、指名停止ではないですが2か月間の指名差し控えという形で対応します。

それから、不調や不落の際は失格判断基準を下回ったからどうこうということはなく、フラットな形で再度入札をして応札していただくこととなります。

工藤嘉範委員（分科員）

ペナルティーというか応札を控えてくださいというルールについてですが、以前の入札制度では金額がある程度オープンになっているので、最後の1,000円のところでちょうどゼロになるか、プラス1,000円になるか、マイナス1,000円になるか1,000円単位で寄り合えるため、業者もそれを認識した上で札を入れてくると思います。しかし今回の低入札価格調査制度のルールではそこまでの積算は無理なので、業者としては金額を入れることについて善意というか、悪意がないわけです。それに対して、低入札だったからこの期間は入札を控えてもらうという措置を設けるのは行き過ぎではないかと思うのですが、私の認識は間違っていますか。

建設政策課長

県としては調査基準価格より上の価格帯で入札してもらいたいと考えながら積算しており、そうして設けた基準価格を下回る価格で札が入ってくることは、ダンピング防止の観点から一定程度抑制していきたいというところがあります。内部でもいろいろ

と議論したのですが、現時点ではペナルティーと言われている制度は変えずに4月以降も適用していく方向で進めています。

工藤嘉範委員（分科員）

さっきも言ったようにやってみないと分からない部分もあると思いますので、そういう意味では業者の積算能力以上に県の担当者の積算能力が問われる制度になっていくのではないかと思います。特に今回の事案にあったような、公表されている単価以外のものを多く利用する工事については、正確な積算や適切な価格判断が求められます。県の積算担当職員にとっても、時間を掛けて積算することになるなど大きな負担がかかると思いますので、丁寧に進めていくようにお願いします。

また、先ほど瓜生委員から、透明性を確保するのはいいが、逆に行政と業者との間の風通しが悪くなるのはどうなのかという話がありました。業務の透明性確保に向けた取組について、委員会提出資料には建設業関係団体を通して協力要請するとありますが、事業者がみんな加入しているわけではありません。B級やC級の事業者の場合、加入率が1桁台とかゼロに近いところもあるので、そういうコミュニケーション不足は相当あると思います。その辺は別の方法も示してもらいたいと思います。

建設部長

コンプライアンスに関してはかなり厳しめだと思いますが、しっかりしたものを作っていますが、業界との対話をなくすことは考えておりませんので、業界で打合せなどがあればそれは受けます。ただ、1対1では受けないということだけです。オープンスペースで、こちらは2人以上で話を聞かせてもらいますということなので、建設部として壁を作っているわけでも何でもなくて必要に応じてきちんと連絡なり打合せに応じますので、そこは大丈夫です。

もう一点、先ほどのこちらの説明がまずかったのかもしれませんが、調査基準価格の積算式は公表しています。また、調査基準価格を下回る低入札で契約した場合には、ペナルティーといえますか6か月の警告期間となりますが、調査基準価格の下の失格判断基準を下回った場合は契約の対象となりませんので、この場合はペナルティーなどはありません。

工藤嘉範委員（分科員）

契約ですか。

建設部長

契約した場合です。そこは少し話がずれていたかと思われましたので改めて説明しました。

工藤嘉範委員（分科員）

契約という言葉聞き逃していました。

もう一つ、県の積算担当者の正確性というか熟度についてはどうですか。

建設政策課長

それについてはこれまでもしっかりしなければいけない部分ですが、これからは細かな価格も全てこちらの審査の対象となってきますので、これまで以上にしっかり対応していきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

建設政策課長の説明の中で、入札制度には一長一短があるとありましたが、そこに懸念を持っています。県が発注して業者が受注する中で、適正な価格で適正な工事をしてもらうためには果たしてどちらの制度がいいのか、これまでもいろいろと吟味してきていると思います。

この9月から来年3月までの間は、4,000万円以上と4,000万円未満の工事で異なる入札制度が混在します。先ほどB級、C級の話もありましたが、業者がきちんとそこを区分して対応できるか疑問があるのですが、その点はどうですか。

建設政策課長

4,000万円以上の工事のうち総合評価落札方式を実施している工事ではこれまでも低入札の対応をしてきており、4,000万円未満の工事に関しては来年4月までは従前と同じ扱いということになります。それから、4,000万円以上の工事のうち総合評価落札方式を適用しない工事については、今後は総合評価落札方式と同じ扱いになるということになります。業者とすれば、そこまでドラステックな変更ではないと考えています。

渡部英治委員（分科員）

これからコンプライアンスの関係で研修を行うなど職員には徹底した対応をとる一方で、業者には協力要請をするとのことですが、先ほど部長が言ったように業者に対してもこういう制度になりますということを研修するくらいの対応をしていく必要があるのではないですか。これは職員だけの問題ではなくて、相対する業者の姿勢の問題でもあります。そういったことにももっと力を入れるべきではないかと思えます。協力要請や注意喚起だけでいいのかどうか、どのように考えますか。

建設政策課長

4月からの全面適用に向けて、年明け頃からだと思えますが、各地域に出向いて新しい制度の説明を丁寧にしていきたいと思っています。その際に、工藤委員もおっしゃっていましたが、建設業協会といった団体を通じた情報提供だけでなく、B級、C級の方々にも伝わるような形で情報提供していきたいと考えています。

今年度は新しい格付基準の考え方を定める年になっていまして、2月か3月頃のタイミングかと思いますが、A級、B級、C級にかかわらず県の格付を求める全ての業者を対象に、県内何か所かで説明会

を行います。その説明会であれば県の格付をもらいたい全ての業者が話を聞きに来ますので、格付の説明と並行して低入札価格調査制度について丁寧に説明していけば大分カバーできていると考えています。

渡部英治委員（分科員）

先ほど、8地域振興局の課長と検討会を行ったという説明がありました。その検討会では、入札制度が変わることによる地元の業界の戸惑いについて話は出ましたか。

建設政策課長

そうした懸念もあり、対策の一つとしてシステムの改修を考えているところです。

また、4,000万円未満の工事についても低入札価格調査制度を適用することは大きな改善になりますので、制度の説明はしっかり行っていきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

本格移行までまだ期間があるので、そうした対応は十分にしてもらいたいと思います。

技術管理課で秋田県電子入札システムを改修するというのですが、委員会提出資料に小坂町が加入するとあります。県内には13市9町3村合わせて25市町村あるのに、電子入札システムに加入しているのは小坂町を含めても14市町です。残りの11市村への対応はどうなっていますか。この機会に加入してもらうように働きかける取組はないのですか。

技術管理課長

この入札システムについては、スケールメリットといいますか、加入する市町村が多ければ多いほどそれぞれの負担が安く抑えられるというメリットがあります。また、昨今はコロナ禍ということで、紙での入札を行っているところについては、人流を抑えたり対面を避けたりという意味でも、電子入札はかなり有効です。

従前から、未加入の市町村に対しては、トップセールスをはじめ様々な機会を捉えて、加入してくださいと話してきているところであり、その成果の一つとして今回の小坂町の加入につながっています。残りの市町村についても、これまで以上に加入を呼びかけて共同利用を進めてまいりたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

特に未加入の3市については、強力に加入を促すべきだと思いますが、その辺はどうですか。

技術管理課長

残りの市は人口の大きい市ですが、そのうちの一つの市については、他県の都市と共同利用しているシステムがあり、そのシステムから外れることはなかなかできない事情があるとのこと。別の大き

な市については、工事の入札だけではなく、物品の入札のシステムも併せて構築していきたいという意向があると聞いています。そういったことで加入が進んでこなかったのですが、コロナの状況や、職員数が今後ますます減っていくということもあるので、改めて電子入札の有効性をプッシュしていきたいと考えています。

川口一委員（分科員）

市町村によって事情があり、まだ加入していないところが11あるということですが、秋田県の電子入札システムは、全国から見て最新のシステムになっているのですか。

技術管理課長

最新かどうか詳細に把握しているわけではありませんが、全国統一の電子入札のコアシステムというものを使っておりますので、しっかりしたシステムであると捉えています。

川口一委員（分科員）

他県との事情があってということに関してですが、他県においても、加入が進みにくい状況はあると理解していいですか。

技術管理課長

他県の都市の状況までは把握しておりませんが、先ほど説明した市については、2つの都市の間で共同利用しているので、小さい枠の中で運用しているシステムということになります。この場合、例えば世界や日本で共通で使われているコンピューターの基本ソフトがバージョンアップするとか、サポートが終了するとか、そういったタイミングではどうしても改修のお金が掛かりますので、すぐに対応することが難しくなります。そういうタイミングでは、多数の共同利用で一気に改修してしまうほうが割安になる場合がありますので、そういう面もメリットとして、加入に向けて訴えていきたいと思えます。

工藤嘉範委員（分科員）

河川砂防課長に伺います。道路課もですが、今回の7月豪雨の被害関係も含めて粛々と事業を進めていて、地域の方々も喜んでいてと思います。

ただ、河川について、委員会提出資料の写真にもあるように、流木による被害があります。これまでもあったように、特に小さな橋梁の橋脚や床版に流木が引っかかるということが、今回私の地元でもありました。流木被害については、近年、深刻な被害が出ていると私は認識しています。その原因が直接建設部にあるわけではないにしても、その辺の分析などはしていますか。農林水産部も関係してくるのかもしれませんが、また流木が来たかという程度の認識ですか。

河川砂防課長

流木に関しては、今委員がおっしゃったとおり、

秋田市において特に未改修というか整備されていない橋梁に流木が引っかかって、水があふれたという事例を私も聞いています。流木の原因としては、多分、間伐した木が片づけられていなかったりすると、それが雨とともに流下してしまうというのが一つあると思っています。抜本的には、森でそれを片づけて流出しないように対応していただければありがたいのですが、現段階ではそういう対応はしていない状況だと思います。ただ、手をこまねいてもそういう現象は減っていきませんので、森林関係の所管部署と対応を検討していきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

あえてこの場で山の流木の話に触れるのは、皆さんが部局横断的に今回の川の被害は山の木が多いといった話をされているのかどうかをお聞きしたかったということがあります。

また、流木被害の原因は、今言ったように間伐された木が置き去りにされている状況もありますが、流木に根っこが付いていることもあり、これは山が浸食されているためだと思います。原因は二分されていると思います。砂防という面での責任と、林業関係の人手不足により間伐材を放置した影響の有無について、興味を持って把握する必要があるのではないのでしょうか。

我々議員は、皆さんの見解を踏まえて、いろんな機会を捉えて部局横断的な対応をお願いするなり、問題提起をしていく役目を担っているので、参考として意見を伺いたいという思いで質問をしています。いかがですか。

河川砂防課長

間伐材や根っこが付いた木がどの程度流出しているかについては私も明確には分からないので、森林サイドにも問いかけしながら勉強していきたいと思えます。

河川砂防課の事業に砂防事業がありますが、砂防堰堤などを整備する場合は流木止めという対応をしており、河川砂防課でできることとして流木を止める対応はしっかりと行っている状況です。

鳥井修委員（分科員）

業務の透明性確保に向けた取組のコンプライアンスについて、委員会提出資料に、職員のコンプライアンス意識の向上ということでこのように記載されていますが、これはすごく難しいことだと思います。例えば、飲酒運転は絶対駄目だ、飲んで運転すれば会社を辞めなければならないと、民間企業でも県庁でもそれはみんな分かっていることなのです。職場の中でいろんなことをやっても、まだ完全には消えません。そういうことを考えると、今回の事案が起きて様々な対策を組んでも、年数が経てば研修もミーティングも形骸化していくと思えます。今回この

ように示された取組はしっかりやっていただきたいのですが、だからこそ工夫を重ねていかなければいけないと思います。年数が経つにつれて形骸化することを頭に入れながら、ある程度期間が経てば少し工夫を凝らしていく必要があると思うのですが、そこはどうですか。

建設政策課長

コンプライアンスについては、やはり職員一人一人が、官製談合は違法であること、さらにはそれを犯してしまった場合に多くのものを失うということ、を正確に理解することによって防止につながると思っていますので、そうしたところを徹底していきます。

今後、年月が経過することで風化するということについてですが、最も大きな研修として、公正取引委員会の職員などが講師を務める、200人程度を対象とする研修が毎年あります。その研修を一つのキーにして、その時点における最新の事案であったり考え方であったり、毎年新しいものを取り入れていきます。また、その研修内容を各職場に持ち帰って、職場内での小ロットのミーティングも展開していきます。さらには、そういったところを現在作成中のマニュアルにもその都度反映していきます。我々一同が常に意識して、丁寧にやっていくことに尽きると思っています。

鳥井修委員（分科員）

研修などは工夫しながら継続していくことが大事です。職員一人一人が、官製談合は自分の人生が終わってしまうほど本当にやってはいけないことだと確実に思えるように、実際の例なども示しながら皆さんで意識を高めていってください。

川口一委員（分科員）

港湾空港課の財産（空港用高速ロータリー除雪車）の取得についてですが、こういう特殊な除雪機械の納入は、ディーラーとかそういう大きなところが契約相手になると認識していました。契約の相手方である打川自動車株式会社がどういう会社なのか分かりませんが、納入期限が来年10月と時間が掛かるようなので、これは受注生産になるのですか。

港湾空港課長

受注生産になります。

除雪車のメーカーの数は全国的に少なく、こちらのロータリー車については全国でも2社しかありません。今回の入札は物品ということになりますが、物品の入札で登録している県内のディーラーといえますが代理店が2社あり、そちらのほうからの入札となっています。

川口一委員（分科員）

メーカーも契約の相手も少ないということですね。

工藤嘉範委員（分科員）

こういった大型の受注生産も半導体不足の影響はありますか。

港湾空港課長

詳細なところは私もあまり認識していませんが、昨年度も同じようにロータリー車などを発注しており、きちんと納期内に納入されていますので、こちらでも予定どおり納入されると思っています。半導体不足の影響は普通の車ではよく聞きますが、除雪機まで影響しているかどうかの詳細な情報はつかっていません。

工藤嘉範委員（分科員）

特殊車両でメーカーが限られており、大体自治体が発注するような大きなものなので、各メーカーでも来年度はどこの県が発注するのかといった情報収集をして部品を用意しておくのかもしれない。

港湾空港課長

その辺については今後調査してみたいと思います。

小野一彦委員（分科員）

下水道法施行条例の一部を改正する条例案について伺います。改正理由の中に、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による下水道法の一部改正に伴う所要の改正とありますが、この基となった法改正はどのような内容ですか。その法改正によって自動的に条例が改正されるということですか。

下水道マネジメント推進課長

法改正は、全国各地で水災害が頻発化しているため流域治水の実効性を高めるということで、雨水貯留浸透施設に関する規定が追加されました。それにより県の条例で引用している法律の条項が移動することになったということです。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ここで、建設部関係の議案の質疑を終了します。次に、建設部関係の請願、陳情等はありませんが、議員提出の意見書案及び決議案について申し上げます。

【書記、意見書案及び決議案を配付】

委員長（会長）

議員提出の意見書案「国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書」及び決議案「公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議」の検討を議会運営委員会から依頼されております。各委員におかれましては、10月6日水曜日の討論・採決を行う委員会までに、配付しております本意見書案及び決議案の検討をお願いいたします。

審査の途中ですが、本日の審査はここまでとしま

す。

本日はこれをもって散会し、明後日、9月24日
金曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、
引き続き建設部関係の審査を行います。

散会します。

午後3時27分 散会

令和3年9月24日（金曜日）

港湾空港課長
建築住宅課長

伊藤 邦 昭
中野 賢 俊

本日の会議案件

1 建設部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

| | |
|-----------|--------|
| 委員長（会長） | 佐藤 信 喜 |
| 副委員長（副会長） | 鳥井 修 |
| 委員（分科員） | 川口 一 |
| 委員（分科員） | 工藤 嘉 範 |
| 委員（分科員） | 瓜生 望 |
| 委員（分科員） | 渡部 英 治 |
| 委員（分科員） | 小野 一 彦 |

書記

| | |
|------------|--------|
| 議会事務局議事課 | 伴藤 崇 |
| 議会事務局政務調査課 | 村上 忍 |
| 建設部建設政策課 | 鎌田 大 将 |

会 議 の 概 要

午前9時59分 開議

出席委員（分科員）

| | |
|-----------|--------|
| 委員長（会長） | 佐藤 信 喜 |
| 副委員長（副会長） | 鳥井 修 |
| 委員（分科員） | 川口 一 |
| 委員（分科員） | 工藤 嘉 範 |
| 委員（分科員） | 瓜生 望 |
| 委員（分科員） | 渡部 英 治 |
| 委員（分科員） | 小野 一 彦 |

説明者

| | |
|---------------|---------|
| 建設部長 | 佐藤 秀 治 |
| 建設部建設技監 | 田中 倫 英 |
| 建設部港湾技監 | 鮫島 和 範 |
| 建設部次長 | 佐々木 寿 一 |
| 建設部次長 | 奈良 滋 |
| 建設部建設産業振興統括監 | 浅井 学 |
| 参事（兼）営繕課長 | 佐藤 温 |
| 建設政策課長 | 三浦 卓 実 |
| 技術管理課長 | 小野 潔 |
| 都市計画課長 | 伊勢 |
| 下水道マネジメント推進課長 | 川村 潤 |
| 道路課長 | 川辺 透 |
| 河川砂防課長 | 田森 清 美 |

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。本日は9月22日に引き続き、建設部関係の審査を行います。

所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部次長（奈良）

【第三セクターの令和3年度経営評価について共通資料1により説明】

建設部次長（奈良）

【令和3年度政策等の評価の実施状況について共通資料2により説明】

建設部次長（奈良）

【「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」の骨子案について共通資料3により説明】

河川砂防課長

【盛土による土砂災害防止に向けた取組について当日配付資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

渡部英治委員（分科員）

河川砂防課長から説明があった盛土による災害防止に向けた取組に関して質問します。この委員会提出資料に、今般の一般質問での知事の答弁内容が網羅されていると思います。先ほどの説明の中で、点検を行う箇所数は368か所で、その内訳として資料の①から④があり、重複を含めれば421になります。こういった区域は、国から提供された盛土可能性箇所データから推定した箇所ということでしょうか。

河川砂防課長

盛土の位置についてですが、資料の3（1）に盛土の把握ということに記載しているとおり、「許可や届出の資料から確認」、「国から提供されたデータから推定」、「住民からの通報で把握」、このような方法で、盛土がある対象エリアを抽出しています。

渡部英治委員（分科員）

盛土の位置を把握した部分と点検を行うエリアは一致しないのですか。盛土の位置の把握については、届出や国からのデータ、住民からの通報によるとなっておりますが、点検を行うエリアというのは、把握した部分の中から絞り込んでいるということですか。

その辺はどういう関係なのですか。

河川砂防課長

資料の3(2)の①、②、③は重点的に点検するエリア、④はその他ということで、各種の土地規制をしているところで盛土された箇所を点検するという内容になります。

渡部英治委員(分科員)

資料の2にあるこれまでの県の取組のところで、大規模盛土造成地261か所、林地開発許可中の99地区とあります。そのうち、影響を及ぼす可能性がある箇所を絞り出して点検を実施したということだと思いますが、これと資料の3にある実施中の総点検の関係を整理して教えてください。

河川砂防課長

資料の2は、県が先に取り組んだ箇所です。これは県独自で先駆けて取り組んだ緊急的な調査です。その後、国から全国的に盛土の総点検をするという通知がありまして、資料の3(1)と(2)の記載内容は、総点検を行うための盛土の把握や対象エリアについてです。資料の3は全国的な調査に関することなので、資料の2と数字上のつながりはありません。

ただし、資料の2①にあるとおり、大規模盛土造成地が県内に261か所あるというのは事実ですので、そういう数値については合致しています。

渡部英治委員(分科員)

今の説明で分かりました。

これまで県の取組の中で、点検を実施した2①の3か所、②の38地区について、いずれも異常は確認されていないということですが、静岡県熱海市の土石流災害は、排水溝の排水設備に不備があったためではないかと考えられています。異常がなかったということは、排水設備はきちんと対応されているという認識でよろしいですか。

河川砂防課長

資料の2で県が独自に緊急的に行った点検の内容は、盛土の変状はないか、異常な湧水はないか、表面排水溝は機能しているかといった観点で、現地目視確認を行っています。その中で、表面排水溝について一部土砂が詰まっているところが認められましたが、すぐに土砂を撤去しており、危険が迫っているような異常は確認できなかったということです。

渡部英治委員(分科員)

危険性はないと判断したとのことですが、今の説明にあったように、部分的には年数の経過などで老朽化しているところもあり、今後、改修が必要になってくるものはあるのですか。

河川砂防課長

建設部が点検を実施したのは2①の3か所ですが、この3か所については、先ほど言った表面排水溝に

土砂が少し堆積している状況が見受けられ、点検後に管理者が改善しています。飽くまでも目視点検の範囲なので、それ以外で改善が必要かどうかまで踏み込んだ調査はできていません。見た感じでは要らないと判断しています。

渡部英治委員(分科員)

静岡県の災害について、専門家は排水設備の排水対策が基本中の基本だというコメントを出しています。一番心配なのは集中豪雨ですが、秋田県の場合は太陽光発電や風力発電に伴う盛土がないので、盛土による災害の可能性は少ないということになりますか。

河川砂防課長

今回、点検すべき箇所として368か所を抽出していますが、ほとんどの盛土が各種法規制に基づいて届出がされているなど、基準に基づいて行われています。無防備にただ盛られているような盛土はないと思っていますが、そこら辺はこれから現地調査も進めていくので、その際に判断していきたいと思っています。

渡部英治委員(分科員)

点検対象地域の住民がいたずらに不安を抱くことがない対応が必要だと思いますが、11月の点検結果を待ちたいと思います。

建設残土について、全国的には再利用されていない割合が2割くらいあるというデータが出ていますが、秋田県の建設残土の再利用に関する実態はどうなっていますか。

技術管理課長

全国の場合は2割程度が再利用されていないということですが、直近の秋田県内における建設部発注の工事に限りますと、有効利用されていないのは1割程度で、全国平均の半分になっています。

渡部英治委員(分科員)

建設残土の問題はいろいろな課題が絡むわけですが、知事が本会議で、規制そのものは条例で対応しているのが現状で、大きな問題として規制していくためには法律による対応が必要なので、法制化に向けて全国知事会で働きかけていくといった答弁をしていました。建設部として、法制化に向けた準備などを何か考えていますか。

建設部長

現行法で維持管理も含めて規制などの対応ができればいいのですが、今回は対応できないものがいろいろ出てきて、さらに産業廃棄物も関係していて、非常に複雑になっています。国でもどこが所管するのかという話をしている状況で、東北管内では宮城県が条例を作っていますが、ほかの県はなかなか作れないでいます。

しかし、これだけの大きな被害になりましたので、

国として維持管理も含めた規制をしっかりと法制化して、全国一律でその基準にのっとなって対応していくのがベストだと考えています。

小野一彦委員（分科員）

新秋田元気創造プランの骨子案についてお尋ねします。3ページの建設産業の振興のところ、「若手技術者の確保・育成への支援」とあります。建設産業担い手確保育成センターを作って、いろいろと取り組んでいると思います。建築系の板金など、現場の職人は、温暖化にあっても外に出て体力をすごく消耗しながら仕事をしなければならず、人材確保がかなり大変です。この業界を維持していくためにも若い人を育成しなければならず、やりがいを持ってこうした仕事をしたいという人たちを発掘して育てたいと思うのですが、なかなか見つかりません。今まで、業界の環境改善やPRも含めて、どういう取組をしてきましたか。業界からの要望にどのような対応をしてきましたか。また、今後、職人の人材確保・育成をどのように進めていきますか。

建設部建設産業振興統括監

いわゆる技能者関係ですが、技能者連合会、技士会、技士連合会からもいろいろと要望を頂いていますし、またいろんな意見交換を適宜行っています。要望事項は大きく分けると、若者をこの業界に入れてほしいということ、女性技術者などを入れて職場の環境改善を図ってほしいということの2つがメインになっています。

若手に関しては、県としても平成30年頃から、技士連合会の若手向け研修の開催に対して補助をしています。実際には、高校などを卒業して直接鉄筋工とか左官とかの職種に進む方はあまり多くありません。一般的には、高校生が建設業に進む場合、建設会社等に入る人が非常に多いです。ただ、高校生の場合は、鉄筋工事の現場などに触れる機会がありませんので、8つある協会の中には、鉄筋工事や左官工事などの現場を高校生に見せる見学会を開催して、PR活動を続けている協会もあります。我々としても、そういう協会の取組や効果をほかの協会に対してアピールしていきたいと思っています。しかし、1社や2社で若手が増えても業界全体を底上げしていかないと、5年後、10年後は支えていけないと思いますので、我々はその辺も肝に銘じて取り組んでいきたいと思っています。

小野一彦委員（分科員）

建設産業振興の議員連盟の集まりで——あのときは総合建設業が多かったと思いますが——説明を受けたこととして、県北、県南、県央の企業の名簿を作って、待遇、福利厚生、研修など、そういうものを明らかにして、保護者をはじめ世の中に公開しているということでした。すごくいいと思いました。

説明の中では、ある会社の待遇を示したところ、ほかの会社がこれは負けれないということで、賃金を上げたという話があり、社会全体で良くしていかないと戻ってくる人も戻ってこないと感じました。県内は総合建設業よりも板金など下請のほうが多いかもしれません。そういう企業のうち、待遇面でモデルになるようなところを広く紹介していこうとする兆しはまだありませんか。

建設部建設産業振興統括監

いろんな会社のブースがある合同会議のようなものがあるのですが、そこでは、各会社が自社をPRするために冊子を作っていて、ある会社は、自分の会社に入れば30代にこういう役職でこういう賃金になるというロードマップを示しています。入社する側とすれば、自分がその会社に入ったときに、10年後、20年後はどうなるのか非常に不安だと思うので、そういうのを示しているということです。非常にいい取組なので、ほかの会社にもそういう取組を紹介しながら、どんどん広げていきたいと考えています。大手の会社だけではなくて、いろんな中小の会社についても、そういう取組を進めていかなければいけないと考えています。

小野一彦委員（分科員）

秋田県の賃金についてですが、秋田労働局が出している業種ごとの平均賃金のデータがあります。職人の賃金は、県全体の中で低いほうだと思う一方で、割と確保しているのではないかというイメージも持っています。発注というか設計するときの現場の職人の賃金部分は、国で調査して決めているのですか。

建設部建設産業振興統括監

我々が積算する際の公共事業の設計労務単価というのがあります。農林水産省と国土交通省が中心となって、実際に支払われた賃金の実態調査をします。そのデータを基に農水省と国交省の連絡協議会で分析して、各県の単価が示されます。我々が公共工事を発注する際には、その労務単価で発注します。

ちなみに、平成24年まではずっと右肩下がりで各職種の単価が下がっていましたが、平成24年を底に、それからずっとどの職種も——鉄筋工とか、左官とか、大工とか、そういう職人の単価も全て上昇傾向にあります。今年度も上がっており、全体的に徐々に上がってきています。

工藤嘉範委員（分科員）

第三セクターの令和3年度経営評価について伺います。28ページのマリーナ秋田株式会社についてです。公共的役割の評価はA、B、Cとあって、Aははっきりしているし、Cは完全に民間に任せるべきという中で、マリーナ秋田はBとなっています。見方によっては将来的に民間に移行するかもしれません。一方で、マリーナ秋田は7期連続で黒字では

ありますが、施設の老朽化が進み、以前は秋田マリーナの棧橋が危険な状態にありました。そういった設備関係は、県がこれまで主体的に修繕してきたと思います。そうでないと自立は無理だと思います。その辺の現状を教えてください。

港湾空港課長

マリーナの運営は平成18年度から指定管理者制度で行っているのですが、そのときの最初の取決めにより、大規模修繕は県、小規模修繕はマリーナ秋田が独自に行うこととしています。秋田マリーナは平成7年にオープンしており、施設の老朽化が著しく、その費用が結構な負担になっているのが現状です。

工藤嘉範委員（分科員）

今後、公共的役割の評価がAになることはないにしてもCに変わることはあるのですか。県関与のあり方は縮小・廃止となっているので、将来的には独立していきなさいという方向性になるのですか。

港湾空港課長

公共的役割の評価としては、委員のおっしゃるとおり、B又はCの評価となりますが、マリーナ秋田は放置艇を集約している（秩序ある水域利用のために行っている対策。）ので、B評価としています。

今後の方向性については、公共的な役割や新規会員数の実績などを踏まえて、これからいろいろと検討していきます。

工藤嘉範委員（分科員）

大事な施設なので、是非続けていってほしいと思います。

今朝のNHKのニュースで、県がDX（デジタルトランスフォーメーションのこと。）に関する職員を民間から募集するといった話がありましたが、県の議論を聞いていると、どうも行政全体に対するDXのイメージしかわかりません。建設分野のDXも非常に有益で大事なことだと思うのですが、一般の事務職員では分からないところがあるような気がします。建設分野のDXの話は、県庁全体の議論の中で隅に追いやられていたりしませんか。皆さんは、全庁的なDXの話をどのように思っていますか。

技術管理課長

全庁的なDXの取組についてですが、建設部では、平成29年度からICTを活用したモデル工事を試行しています。インセンティブ効果もあって件数は増加してきており、今年度も更に対象を広げていると拡大を図っているというのが現状……

【「聞こえづらい」と呼ぶ者あり】

技術管理課長

失礼しました。ICTの活用については、平成29年度からモデル工事を試行しており、インセンティブ効果もあって、実施件数は年々増加していま

す。ただ、現状では、ICT活用工事は、建設部所管の工事を対象としています。他の部、例えば農林水産部所管の工事には適用しておりませんので、そういったところに広げていく必要があると思います。また、3次元設計（現実の立体をコンピュータ内に表現して設計すること。）というものがありますが、国直轄の工事では適用が拡大していますが、地方単位ではまだ導入が進んでいないので、本県としても取組を進めていく必要があると考えています。建設分野のDXということでは、このようなICTの活用をメインに考えているところです。

工藤嘉範委員（分科員）

課長が今おっしゃったような話は、県当局というか、DX関係の職員を民間から募集して秋田県を改革したいということと次元が異なるような気がします。ここにいる幹部の皆さんが頭を切り替えて、DXというのをもっと前向きにというか、レベルを1段上げて考えてもらいたいという思いで質問したのですが、どうですか。

技術管理課長

確かに、私が今申し上げたICTの話は、DXというよりは、その前の段階のデジタル化の類いになるかと思います。DXに行くまでにはどうすべきか、今正に検討段階にあるといえますか、DX戦略本部が立ち上がったばかりなので、そういったところを詰めていく必要があると考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

DXの推進部署自体も右往左往しているようなので、そこに建設部の意見を伝えるコミュニケーションが必要なのではないかと思って質問したところです。よろしくお願いします。

瓜生望委員（分科員）

盛土による災害防止に向けた取組についてお聞きします。近年、集中豪雨だとか、降り方や雨量がすごく変わってきている状況の中でこういう災害が起きました。今すごく感じるのが、事故が起ってからいろんな対応をしているということです。今回は国から指示があって点検をしていると思いますが、国からそういう話が出る前に、県で点検等により状況を把握していましたか。

河川砂防課長

熱海における土石流災害のような無秩序な盛土や、盛土によって何か被害が出たという報告は、関係部署も含めてこれまでなかったのですが、危険な盛土といえますか、不安定化しやすい盛土が顕在化しているという認識は持っていませんでした。

瓜生望委員（分科員）

通常業務の中でそうしたところはしっかり把握していて、危険なところはないという判断だと思います。

少し話がずれてしまうかもしれませんが、最近、私の地元の潟上市で熊による被害がありました。熊が潜んでいたであろう部分は、昭和男鹿半島インターチェンジから国道101号への連絡道路ののり面で、地域住民から話を聞くと、2年くらい前までは、そののり面はきれいに草刈りがされていたとのことでした。しかし、一昨日現場に行き確認したところ、草が生い茂っていて、すごい状況でした。秋田県全域の道路の草を刈るのは大変な費用が掛かるとは思いますが、もし草刈りをしていれば、今回の事故は起こらなかったのではないとも思いました。建設部としては、そういったところの現状認識と事件や事故が起きてしまったときの対応についてどう考えていますか。

道路課長

道路の草刈りなどの維持管理については、道路管理業務において少なくとも年1回、状況に応じて行っていますが、交通安全上の問題を解消するためなので、草刈りは路肩部分がメインであり、のり面の全部まではなかなかできないのが現状です。

ただ、高速道路で熊が出たときは、NEXCO（NEXCO東日本。東日本高速道路株式会社のこと。）が草を刈っていることもあります。熊の出没状況を踏まえて、道路の維持管理——のり面の草刈りを検討していかなければならないと思っています。

瓜生望委員（分科員）

熊の出没や交通事故はいろんな要因が絡んで起こるので、全体を把握して対応していくことは非常に難しいかもしれませんが、先ほど申し上げた場所に関しては、その近辺で熊の目撃情報が出ている現場でもあったので、そういう情報も含めた上で対応していただければと思います。

小野一彦委員（分科員）

マリナーの活用についてお尋ねします。私の地元にもすごくいいマリナーがありまして、ワークショップをしたときに、ある県民の方から提案されたことがあります。秋田県内のマリナーは、神奈川県などにあるマリナーに比べれば、利用料は低いし海はすごくいいし、首都圏と秋田を往復する交通費などを考えても費用対効果がいいマリナーなので、利用者の獲得に向けて首都圏の人をターゲットにすることです。今は新型コロナで首都圏との行き来は制限されているので、アフターコロナの話になるのかもしれませんが、県ではワーケーションなども進めようとしているので、県内マリナーのオーナー獲得に向けて、首都圏の人たちにポートセールスのような形で取り組んでいくことも秋田の価値を生かす手段の一つではないかということをおっしゃっている人がいました。これについてどのように考えますか。

港湾空港課長

県内マリナーの料金は、全国的に見ても安いほうだと言われています。ただ、県外の人利用料金に関しては、県内に在住している人に比べて若干高くなっています。

マリナーの利活用については、マリナー秋田でもいろいろと検討していますので、そういったことも視野に入れて検討してもらうことは可能だと思います。

小野一彦委員（分科員）

先ほどの新秋田元気創造プランの骨子案についてですが、建設産業の振興の中に記載されている、若手技術者の確保・育成への支援というところに、技能者とか職人とか、そういうキーワードも入れていただきたいのですが、いかがですか。

建設政策課長

建設産業の担い手確保に非常に難儀している現状を考えますと、当然、技術者だけではなくて、そういった技能者の方々の確保というのでも深刻な課題だと思っています。今力を入れている高卒や大卒といった新規採用だけではなくて、秋田労働局等とも連携しながら、あらゆる世代に共通するような取組を検討していきたいと考えています。

小野一彦委員（分科員）

行政がプランとか計画に記載するキーワードというのは、アナウンス効果がすごく大きいし、意味付けが重要です。それを見た人が、うちの業界、うちの会社も頑張らなければいけないという気持ちを起こして、好循環に向かうということもあると思います。具体的にキーワードを入れ込んで、県の指針として具体化していただくようお願いしたいのですが、部長はどう考えますか。

建設部長

建設部としては、そういうものも全て含んでの建設業と考えています。特定の業種ということではなくて、建設産業全体の賃金を高めていきたいと考えています。

渡部英治委員（分科員）

クルーズ船のことで港湾空港課長にお聞きします。今年は結局、30回の寄港の計画がゼロとなりました。今の新型コロナの感染状況ではやむを得ないと言いつつも、経済効果の損失は非常に大きいです。県商工会議所連合会の三浦会長が、新型コロナの収束後に期待しているという話をしていました。来年度に向けて、いろんな折衝をしながら計画を立てていくと思いますが、今年のような30回とか、その辺の目処はどうですか。

港湾空港課長

現時点で来年度の予約は結構入っておりまして、内航、外航合わせて全部で四十数回入っています。

ただ、今年の春に作ったガイドラインによりますと、県の警戒レベルが3や4になった場合は受入れが不可能なので、来年4月以降の状況がどうなっているかによります。内航クルーズに関しては、警戒レベルが下がれば受け入れることは可能になると思いますが、外航クルーズに関しては、国の指針やガイドラインがまだ出来ていないので、しばらくは不透明な状況が続くと思います。

渡部英治委員（分科員）

40回くらいの寄港は非常に経済効果がありますので、引き続き進めていって、新型コロナが収束していれば実施できるような体制はしっかり整えてほしいと思います。

建設部港湾技監

クルーズ船については、県で作っているガイドラインでは県の警戒レベル3以上だと難しいのですが、今、政府のほうで、ワクチン接種をした人の行動制限緩和などの議論もあります。そういう状況を踏まえて、県のガイドラインに適宜反映して、クルーズ船を受け入れるようにしていきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

先ほど議論のあった盛土による災害防止に向けた取組のことで確認ですが、3（3）の点検方法です。今、許可や届出などの書類を見ながら、手続内容と現地の状況が一致しているかという点検をしていますが、盛土材料をどこの業者がどこから持ってくるかなどの記載はあるのですか。というのは、ひびが入っていないかなどを目視で点検していますが、その程度だと、表面に良質土を盛られると、その中にどのような建設残土や建設廃材が入っているのかは分かりません。秋田県では、かつて能代産廃で忌まわしい事件（有限会社能代産業廃棄物処理センターが敷地内に廃油入りドラム缶を大量に不法投棄していた問題のこと。）がありました。あのときも表面は良質土で盛られていました。そうした表面の下にある建設残土や建設廃材がどういう性質かについては、どのように点検するのですか。

河川砂防課長

（3）の点検方法の②についてですが、これは、各種法令によって届け出た内容に対して、面積などが変状していないかという現地での目視点検です。中の土質等まで点検する内容にはなっていません。

工藤嘉範委員（分科員）

そこが非常に問題だと思っています。秋田県は残土処分に関わるような地域からは遠いので、秋田県に持ってくるメリットは少ないのかもしれませんが、能代産廃の事件のような、ああいう厄介なものについては、多少経費が掛かっても秋田県に持ってくる可能性はあるのではないですか。そういう意味で、今後、非常に厄介な建設残土や建設廃材が秋田県内

に持ってこられかねないと危惧しています。そういったことも重要視していかなければいけないと思うのですが、どのように考えますか。

河川砂防課長

盛土については、ただ盛って形を整えたものは不安定化しやすく、所定の材料を使って所定の品質を確保した盛土でなければ安全とは言えません。今回の総点検では、全国的にどのような盛土があるのかという実態を把握して、その安全性を確保するための対応策について、国の関係省庁が一体となって検討することになっています。県としては、国における対応の動向を確認しながら、それに基づいた対応もしていく必要があると考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

法定外公共物について伺います。各地域振興局には用地課があって、いわゆる赤道・青道（公図（地図に準ずる図面）において、赤色・青色に塗られている部分のこと。赤道は里道やあぜ道など、青道は水路やため池などで、中にはその機能を失っているものもあり、いずれも法定外公共物となっている。）といったものに関する問題の相談を受けてくれます。本庁では、どの課に聞けばいいのですか。

建設政策課長

建設政策課に用地班というのがありまして、そこが取りまとめになっています。

工藤嘉範委員（分科員）

新プランの骨子案の基本政策の中に、強靱な県土を構築するとあります。また、7月の豪雨に伴う河川の被害など、水害が非常に問題になってきています。堤防には、河川に内水を排出するゲート——水門があります。このゲートについては、県が機関委任事務として管理していましたが、法律が改正されて市町村へ権限が移っていると認識していますが、そういうゲートの帰属の手続きや管理の引継ぎはきちんとされていますか。

少し規模の大きい話ですが、昨年、雄物川の関係で、秋田市の茨島地区で浸水被害が起きました。ゲートの管理はしっかりと市が引き継いでおり、市には開閉などの維持管理を行う意識はありました。ところが老朽化を見落としていました。四、五年点検していなかったことによる被害だったため、今、当事者の方々と被害交渉をしているようです。

私は旭川流域に住んでいますが、我々が小さかった頃——旭川ダムあるいは旭川の堤防が整備される前は、浸水する地域がたくさんありました。ゲートは、そういうところに河川の堤防を築いたときに造るわけですね。法改正により法定外公共物を秋田市や各市町村に移管したとき、そういうゲートの管理の引継ぎというのはどのようになされているのですか。県は全く無関係ですか。

河川砂防課長

権限移譲のときに、ゲートの維持管理についてどのようになされたかは私には分かりませんが、管理権限は河川管理者が持っているのが普通だと思っています。例えば、土地改良区が管理しているゲートは土地改良区が管理するというように、特に管理者がいる場合はその管理者が管理しますが、それ以外のゲートについては河川管理者が管理しているものと私は思っています。

工藤嘉範委員（分科員）

その曖昧模糊としたところを明確にしてもらいたいのです。というのは、従来とは雨の降り方が変わってきていて、今回の7月11日の豪雨では、僅か1時間くらいの中で100ミリ近い雨が降り、旭川流域では30分くらいで何十センチも水位が上がったという状況でした。ゲートには、土地改良区が造ったもの、県が河川改修とともに造ったものと、いろいろあります。権限移譲により市町村が法定外公共物を受け持つことになりましたが、全県には物すごい数のゲートがあると思います。その管轄が明確になっていないので、周辺住民が甚大な被害で被害を受ける確率が非常に高くなってきています。

内水氾濫というか水害のハザードマップが重要になってきて、宅建法（宅地建物取引業法）が改正されました。水害ハザードマップも重要事項として説明することが義務付けられました。そういう中で、内水氾濫を防ぐためのゲートの開閉というのは、とても重要な問題だということを指摘するために、ゲートの管理、管轄、市町村との関係などがどのようになっているのか質問したのです。

河川砂防課長

まずはゲートの管理の実態について調査していきたいと思います。

なお、県では老朽化したゲートの更新なども手がけているのですが、その際には可能な限り自動で開閉できるゲートに更新しているところです。

工藤嘉範委員（分科員）

早急に把握することは難しいでしょうが、県で調査するとしても市町村に権限が移っているので、市町村と連携して被害のありそうなところ、あるいは不具合のあるようなところを優先的に調査してください。管理の引継ぎや維持管理がしっかりとされているか、大規模な管理であれば引継書がきちんと整理されているのか、そういったところまで調査する必要があります。

実際に県が管理、修理しているようなゲートであれば、県の主体的な認識があるのでいいのですが、青道の延長線上のゲートだから市町村が管理するのだろうといった認識の職員も地域振興局の用地課にいます。そういう認識を改善して、市町村と共通し

た意識を持ってもらいたいです。市町村が手を加えたから県が管理するゲートではない、といった強引な言い方をする職員もいるらしいので、その辺の意識改革は徹底してもらいたいのですが、いかがですか。

河川砂防課長

管理の実態も含めて早急に調査をして、改善できるものは改善していきたいと思います。

鳥井修委員（分科員）

新プランの骨子案についてです。建設部の予算は、河川改修や道路整備等に使うわけですが、戦略的に稼ぐという観点で見ると、3ページの産業振興を支える投資の拡大ということで、港湾施設の整備とあります。また、洋上風力発電の拠点の形成に向けたふ頭用地の整備等とあります。秋田県の稼ぐところとして、実現に向けて建設部だけでなく県全体でより力を入れてほしいと思いますが、その辺はどうですか。

港湾空港課長

秋田港と能代港は洋上風力発電の基地港湾に指定されており、重点的に整備しているところですが、秋田港についてはほぼ整備が終了している状況です。今は能代港に力を入れており、強い岸壁と広いヤード（作業場のこと。）を整備しています。岸壁については国土交通省が、広いヤード——背後のふ頭用地ですが——そちらは県が整備しているところです。

現在、国において基地港湾の見直し検討が始まっており、将来の大型化に備えた整備も必要になるのではないかという話があります。検討の結果に期待しているところです。

鳥井修委員（分科員）

風力発電の風車等が大きくなれば、それなりの整備が必要です。まだ先は分かりませんが、これはチャンスと捉えて、政治的なことも含めていろいろと進めていかなくてはいけないと思います。その辺も検討して、是非新プランに反映してもらいたと思いますが、いかがでしょうか。

港湾空港課長

国の検討状況も踏まえながら検討していきたいと思っています。

佐藤信喜委員（分科員）

ふ頭用地等の整備により、拠点港の整備も更に進んでいくと思うのですが、洋上風力発電はすごく規模が大きい話なので、秋田県内の港だけでは立ち行かなくなるような気がします。山形や青森と広く連携を取っていくべきだと思っています。その連携の中での秋田県のあり方——秋田県は東北でどういう役割を担っていけるかを想定しながら、検討を進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

港湾空港課長

委員のおっしゃるとおり、秋田県内だけではなく、例えば、秋田港については山形県の遊佐町沖、能代港については青森県の津軽沖の北と南の海域の洋上風力発電も視野に入れて、国に要望しているところですが。

また、この間知事の答弁にもありましたが、将来的には浮体式の洋上風力発電も出てきますので、こちらも視野に入れており、我々も期待しているところですが。

佐藤信喜委員（分科員）

浅井統括監に伺います。新プランの骨子案の建設産業の振興のところに、経営基盤の強化と若手技術者の確保とありますが、ここに女性という言葉も入れてほしいのです。今、県内各地域で女性の建設団体が立ち上がってきています。ああいった方々がより輝くような建設現場を目指してほしいので、女性という言葉を入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

建設部建設産業振興統括監

ここに記載しているICTの活用のほか、女性技術者の活用や週休2日制などは、各団体からも職場の労働環境改善のためにも強く言われていることです。我々も職場の労働環境改善はいの一番に考えていますので、検討していきたいと思っております。

佐藤信喜委員（分科員）

先ほど工藤委員からDXの質問がありましたが、国ではDXをどこまで進めようとしているのかについて、どのように把握していますか。また、それを県の施策や政策にどう反映していこうとしているのか、現段階での考えを教えてください。まずは国の進め方に関して教えてください。

技術管理課長

国によるDXは主に総務省と国土交通省が推進しており、国土交通省に関しては、2020年7月にDXの推進本部（国土交通省インフラ分野のDX推進本部）が設置されました。社会経済状況の厳しい変化に対応すべく、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基にした社会資本や公共サービスに変革するというところで、業務、組織、プロセス、それから建設業や国土交通省の文化、風土、働き方まで変えていくという、そこまでの取組と聞いています。

佐藤信喜委員（分科員）

国でそこまで指針を決めているのであれば、県としてはそれに倣って同様の取組をしていくということでもよろしいですか。

技術管理課長

ICTや3次元設計、それからハイスペックなパソコンについてもある程度お金が掛かってしまうので、一足飛びにどこまで行けるか……。いろいろと

検討しながら、できるだけ国の考え方に沿っていきえるようにしたいと考えています。

佐藤信喜委員（分科員）

現場でのICTやIoT（Internet of Things）の略。従来はインターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。）の取組は全国で始まっています。将来的に大きなデータのやり取りなどをしていかなければいけないということであれば——国がやることを全て真似することはできないと思いますが、より近づけていくように、思い切った秋田県のDXの推進に取り組んでいただければと思いますが、そうした考えについて一言お願いします。

技術管理課長

秋田県のDXの取組は今年度から始めていて、DXのモデル工事があります。測量調査、設計施工、維持管理・更新、そういった一連の建設生産・管理システムの各段階において取組を検討していくことにしており、初めに、今年度は北秋田管内と仙北管内で1件ずつ3次元を活用した設計を行うこととしています。少しずつでも進めていきたいと考えています。

工藤嘉範委員（分科員）

下水道マネジメント推進課長に伺います。先日、決算の関係でいろいろと議論がありました。今日は所管事項審査なので、先日の付け足しのようなことを確認させてください。流域下水道は前年度比で処理水量が20%増し、十和田湖公共下水道は処理水量が減少していて使用料収入が前年度比6.7%くらいとなっています。令和2年度の決算なので、この増減にはコロナの影響があるのですか。十和田湖公共下水道については観光客が関係しているのですか。どういった要因でこのようになっているのですか。

下水道マネジメント推進課長

流域下水道の処理水量の増については、昨年8月から秋田市の八橋処理区が流域下水道に接続されましたので、その秋田市中心部の分の流入量が大きく増えたためです。

十和田湖公共下水道については、旅館やホテルといった宿泊施設からの流入量が多くを占めるのですが、昨年度は宿泊者数が少なかったため流入量がかなり減ってしまい、処理水量が減少したということです。

工藤嘉範委員（分科員）

使用料収入が前年度比7割を切っているというのは大きいですね。この減少分は秋田県側だけですか。

下水道マネジメント推進課長

秋田県側の汚水は青森県にある処理施設に送って、その分の処理費用は青森県に支払っています。秋田県側の使用料は秋田県の分となります。

工藤嘉範委員（分科員）

そうすると、秋田県のエリアだけで前年度比7割を切っているということですね。秋田県側にそんなに旅館とかホテルがたくさんあるような感じはしないのですが、随分大きな影響だと受け止めてもいいですか。

下水道マネジメント推進課長

秋田県側の分の量が減ったということは、青森県側と合わせた全体の処理水量も当然減っていますが、経費は掛かってしまいます。流量が減っても負担金は払っていかなければいけません。

工藤嘉範委員（分科員）

河川砂防課長に確認です。先ほど、ゲートについて、県も粛々と改修しているとの話がありました。そうであれば県が管理しているという認識があるのでいいと思います。また、堤防と一体となっているゲートや、水路と一体的なものだと捉えられているゲートも管理の対象として認識されていると思います。

しかし、法定外公共物なので、中には皆さんが思っているような道路の排水だけではなくて、ここは水はけを良くしておかないといけないのだろうといった程度のゲートがたくさんあると思います。様々な開発によって状況が変わるわけですが、法定外ということで換地がなかったためゲート自体が独立してしまっているとか、そういう複雑怪奇なところがあります。そういうところについて、地元の市町村職員と県職員に意識の乖離があるのではないかということをご指摘させていただきます。現状を把握するに当たっては、市町村と連携しながら、帰属や手続きなどの資料整理、情報収集をしてもらいたいと思います。

河川砂防課長

ゲートの実態については、市町村とよく連携しながら調べていきたいと思っています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、10月6日水曜日の予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午前11時47分 散会

令和3年10月6日（水曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第175号
下水道法施行条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第178号
交通事故に係る和解について (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 3 議案第179号
令和2年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 4 議案第180号
財産の取得について (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 5 認定第2号
令和2年度秋田県公営企業会計決算の認定について (討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 意見書案(議員提出)
国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書 (検討)
(意見一致) (提出決定)
- 7 決議案(議員提出)
公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議 (検討)
(意見一致) (提出決定)

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 佐藤 信喜 |
| 副委員長 | 鳥井 修 |
| 委員 | 川口 一 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 瓜生 望 |
| 委員 | 渡部 英治 |
| 委員 | 小野 一彦 |

書記

| | |
|------------|-------|
| 議会事務局議事課 | 伴藤 崇 |
| 議会事務局政務調査課 | 村上 忍 |
| 建設部建設政策課 | 鎌田 大将 |

会議の概要

午後 1時33分 開議

出席委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 佐藤 信喜 |
| 副委員長 | 鳥井 修 |
| 委員 | 川口 一 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 瓜生 望 |
| 委員 | 渡部 英治 |
| 委員 | 小野 一彦 |

説明者

| | |
|--------------|--------|
| 建設部長 | 佐藤 秀治 |
| 建設部建設技監 | 田中 倫英 |
| 建設部港湾技監 | 鮫島 和範 |
| 建設部次長 | 佐々木 寿一 |
| 建設部次長 | 奈良 滋 |
| 建設部建設産業振興統括監 | |
| | 浅井 学 |
| 参事(兼)営繕課長 | 佐藤 温 |
| 建設政策課長 | 三浦 卓実 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | |
| | 奈良 聡 |
| 監査委員事務局長 | 智田 邦英 |
| 労働委員会事務局長 | 岡崎 佳治 |

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

初めに、認定第2号を議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。認定第2号は、認定すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。認定第2号は、認定すべきものと決定されました。

次に、議案第175号、議案第178号、議案第179号及び議案第180号、以上4件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。議案第175号ほか3件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。議案第175号ほか3件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、先に検討しておりました議員提出の意見書案についてお諮りします。

「国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書」案について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。本意見書案を、原案のとおり建設委員会提出の意見書案とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。本意見書案は、原案のとおり建設委員会提出の意見書案とすることに決定されました。

次に、議員提出の決議案についてお諮りします。

「公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議」案について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。本決議案を、原案のとおり建設委員会提出の決議案とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。本決議案は、原案のとおり建設委員会提出の決議案とすることに決定されました。

なお、委員会提出として決定された意見書案及び決議案の提出手続等については、委員長に一任したいと思いますが御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、意見書案及び決議案の提出手続等については、委員長一任とすることに決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査は、すべて終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後 1時36分 散会